

第8回会津美里町本郷地域教育施設等整備検討委員会

日時：令和6年11月1日（金） 午後6時30分～

場所：会津美里町役場2階大会議室

次 第

【委嘱状並びに辞令交付】

【自己紹介】

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長、副委員長選出

4 協 議

- (1) 本郷こども園改築基本構想策定業務プロポーザル結果について
- (2) 本郷こども園改築基本構想策定業務スケジュールについて
- (3) 本郷こども園候補地について
- (4) 本郷学園施設整備状況について
- (5) その他

5 その他

6 閉 会

会津美里町本郷地域教育施設等整備検討委員名簿

(任期：令和9年3月31日まで)

区 分	氏 名	備 考	役職
1号委員（本郷学園校長）	星 潔	本郷学園校長	
2号委員（本郷学園保護者を代表する者）	横 地 弘 行	本郷学園保護者を代表する者	
3号委員（本郷地域学校運営協議会長）	佐 藤 信 寛	本郷地域学校運営協議会長	
4号委員（本郷こども園長）	冠 木 久 枝	本郷こども園長	
5号委員（本郷こども園保護者を代表する者）	山 内 俊 太 郎	本郷こども園保護者を代表する者	
6号委員（本郷地域区長会を代表する者）	吉 原 雅 彦	本郷地域区長会を代表する者	
7号委員（一般公募による町民）	佐 藤 義 雄	一般公募による町民	
8号委員（その他教育長が必要と認める者）	長 嶺 和 子	その他教育長が必要と認める者	

(敬称略)

<事務局>

職 名	氏 名	備 考
教育長	歌 川 哲 由	
こども教育課長	大 竹 淳 志	
主幹兼指導主事	小 野 泰 弘	
こども教育課長補佐	國 分 政 和	
こども教育課総務係長	菊 地 建 雄	
こども教育課こども教育係長	榎 森 正 典	
学校経営アドバイザー	長 嶺 吉 浩	

(1) 本郷こども園改築基本構想策定業務プロポーザル結果について

【プロポーザル方式とは】

自治体が発注先企業を選ぶための方法の1つで、複数の企業の中から最も優れた提案をした企業を契約の候補者として選定する方式。

① 案件名称

会津美里町本郷こども園改築基本構想策定業務

契約期間 令和6年9月18日から令和7年3月31日

② 選定した委託事業者

株式会社 白井設計 代表取締役 白井 武男

会津若松市東栄町2番8号

③ 公募型プロポーザル審査委員会による審査の結果

○ 審査委員会名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
歌川 哲由	会津美里町教育委員会教育長
大竹 淳志	会津美里町教育委員会こども教育課長
冠木 久枝	本郷こども園長
佐藤 信寛	本郷学園学校運営協議会会長

○ 審査委員会の開催日

令和6年7月9日 第1回公募型プロポーザル審査委員会

令和6年9月5日 第2回公募型プロポーザル審査委員会

○ 審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案に当たって	・本業務の目的、実施条件、内容の重要度、本業務の趣旨を理解しているかなど	5
業務推進体制・業務実績	・責任の所在が明確になっており、緊急時にも対応できる体制となっているか ・業務遂行に必要な人員が十分に確保されているかなど	20
業務提案内容	・幼児期に求められる保育環境に配慮した事項が提案されているか ・建設予定地の概要について、法令等十分理解しているか ・今後の施設整備の基本理念、基本方針、省エネ	50

	等、具体的な提案がされているか ・施設整備にかかる概算工事費、維持管理・運営管理等の十分な検討がされているか ・新園舎等の整備イメージはわかりやすいかなど	
見積額	・業務を円滑に執行できるコストかどうか	20
その他	・提案内容が説得力があり、実現性が高いか	5
合計		100

④ 審査の結果（審査委員会の評価点の合計点）（合計点の高い順）

※審査員合計(400 点満点)

審査項目	A社	B社	C社
提案に当たって	1 6	1 7	1 3
業務推進体制・業務実績	6 0	5 6	5 6
業務提案内容	1 5 0	1 5 0	1 4 0
見積額	8 0	6 4	6 4
その他	1 5	1 5	1 3
合計	3 2 1	3 0 2	2 8 6

(2) 本郷こども園改築基本構想策定業務スケジュールについて

- 別紙 会津美里町本郷こども園改築基本構想策定業務工程表(案)

(3) 本郷こども園候補地について

- 別紙 航空写真
- 別紙 本郷こども園改築案
- 別紙 用地選定に係る主要工事等概要 別紙 2 (参考：現本郷こども園に建設する場合との比較)

(4) 本郷学園施設整備状況について

- 別紙 本郷学園改修工事イメージ

会津美里町本郷こども園改築基本構想策定業務工程表（案）

委託期間：令和6年9月18日～令和7年3月31日

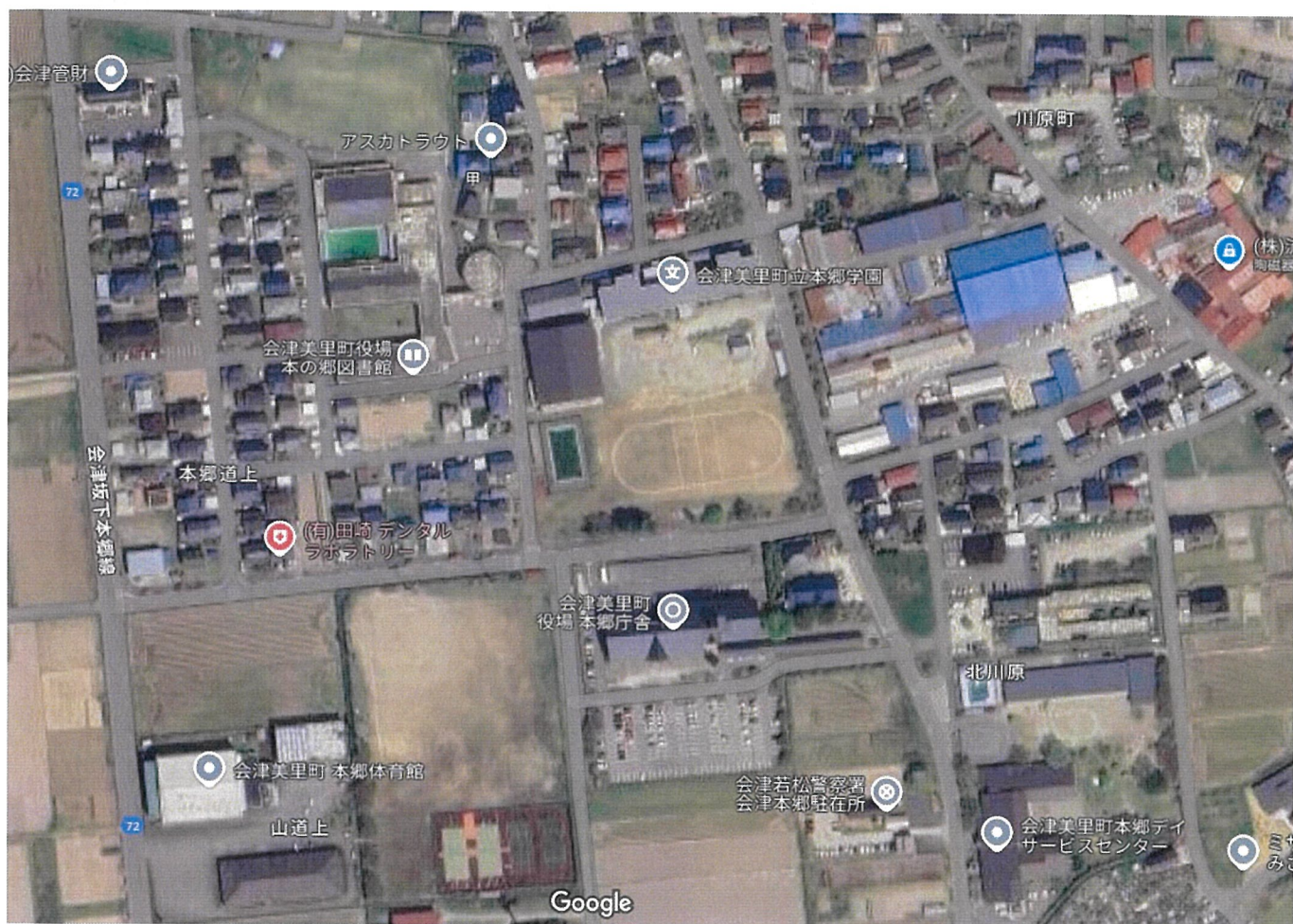
作成日 20240924

最終変更日 20241017

[illegible]

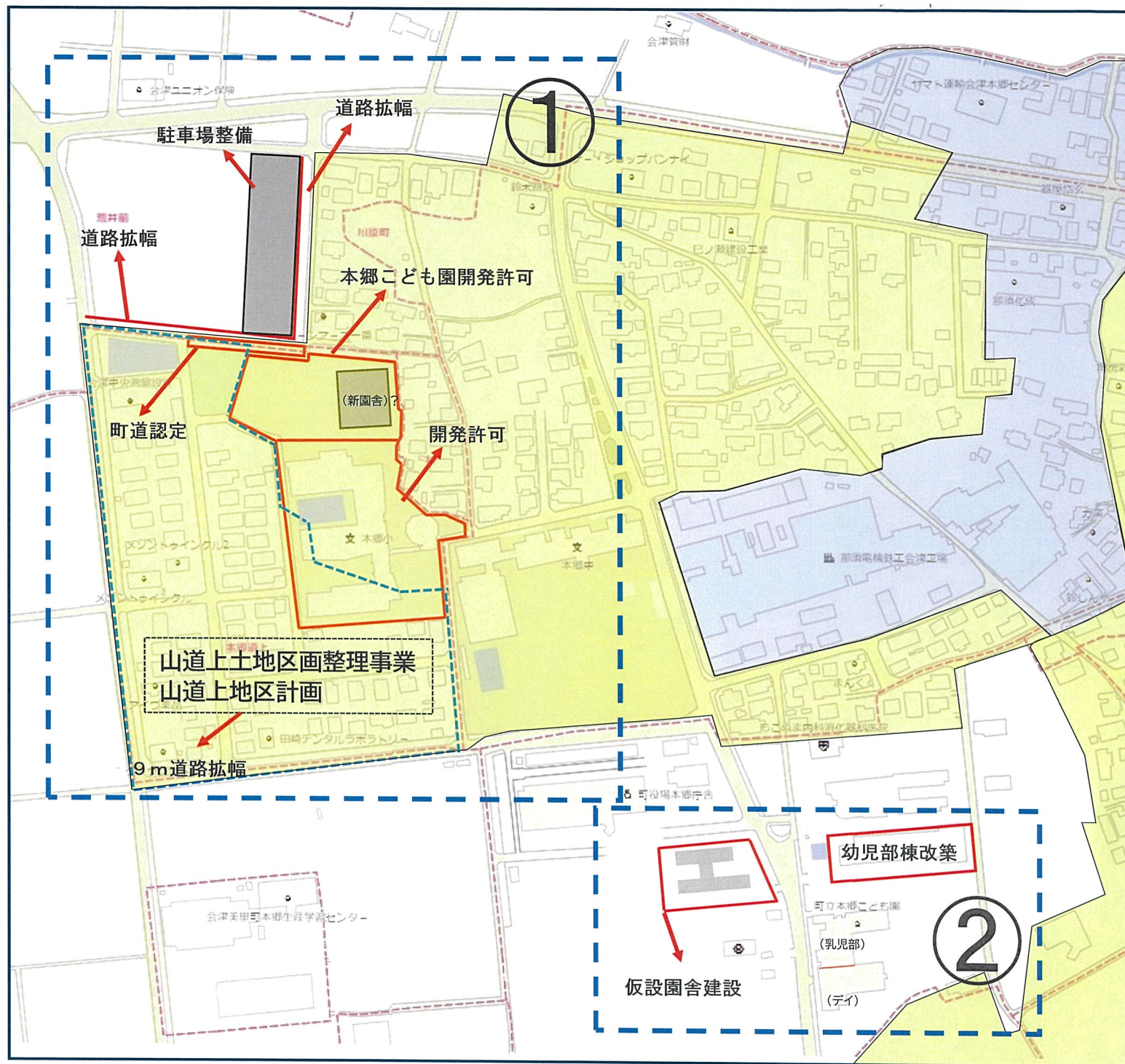
	R 7 (2025)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	1月							2月							3月							4月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
■保護者（町民）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

航空写真



<本郷こども園改築案>

- ①本郷学園前期課程校庭に建設
- ②現本郷こども園に建設

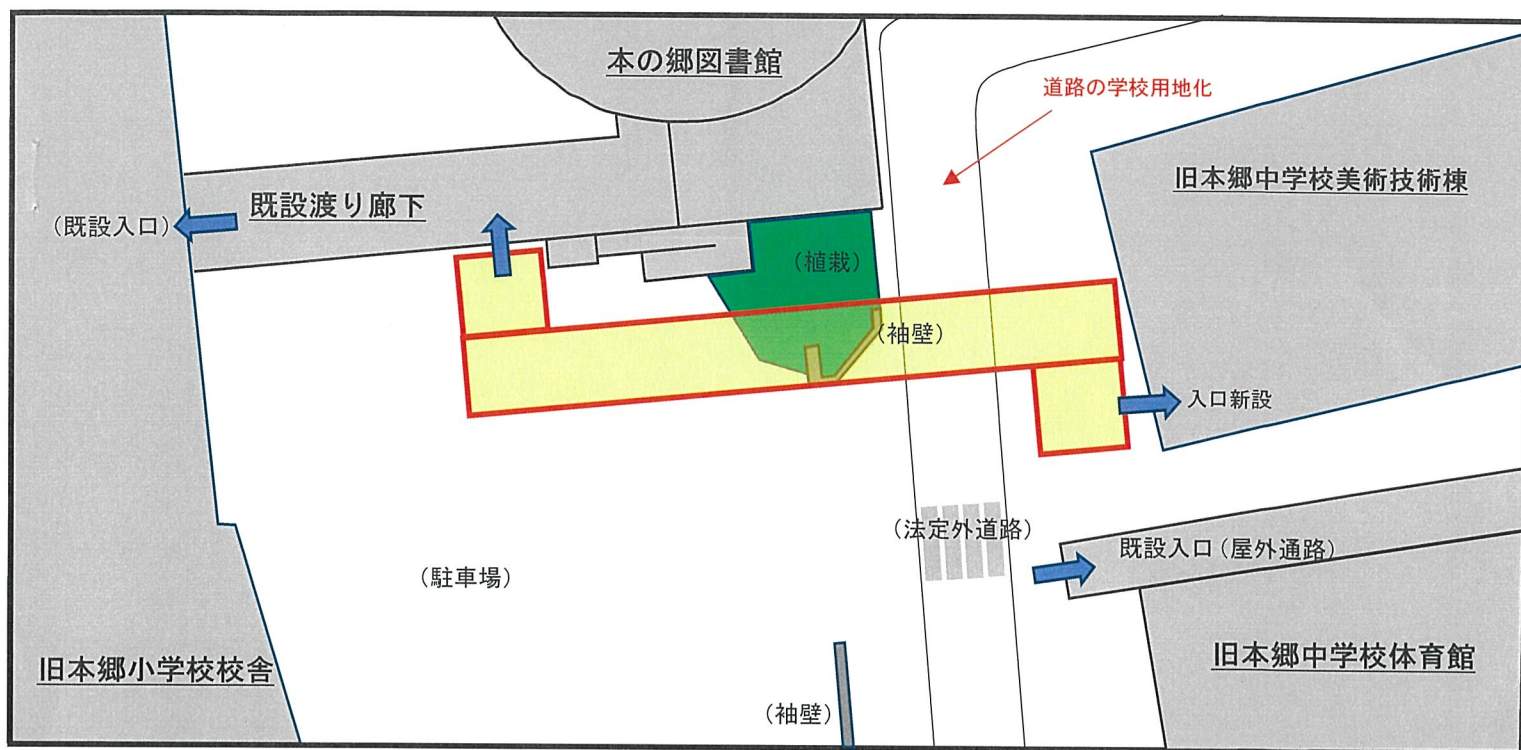


用地選定に係る主要工事等概要 別紙2（参考：現本郷こども園に建設する場合との比較）

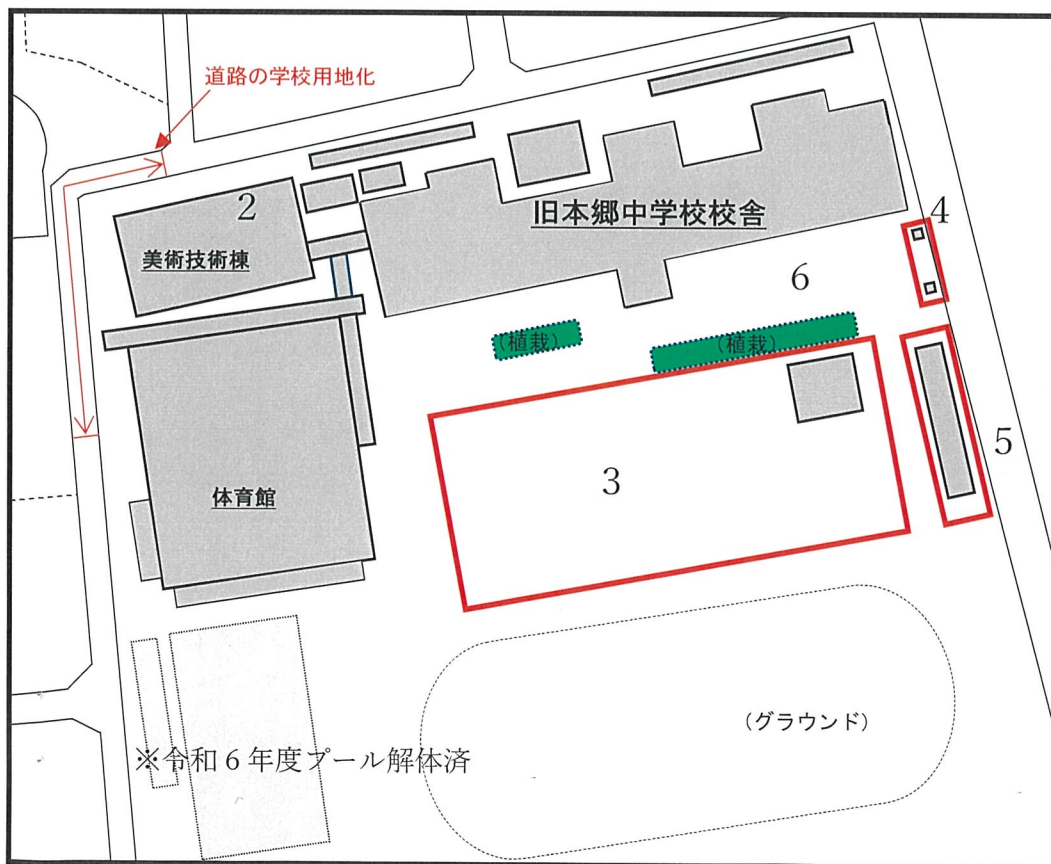
項目		①本郷学園前期課程校庭に建設した場合		②現本郷こども園に建替えた場合	
		要否	内容	要否	内容
主要工事	園舎建設部分造成	○	・校庭東側半分を盛土	×	—
	駐車場整備	○	・校庭北側農地を造成	×	—
	道路拡幅	○	・校庭北側及び西側道路（L型）の拡幅	×	—
	園庭整備	○	・校庭西側半分	×	—
	仮設園舎敷地造成	×	—	○	・現園舎西側農地
	仮設園舎建設	×	—	○	・幼児部分の仮設園舎
	仮設園舎解体	×	—	○	・新園舎完成後解体
	園舎解体	×	—	○	・仮設園舎建設後に現園舎解体
法的手続き （園舎本体以外）	都市計画法 （開発許可）	○	・本郷こども園敷地 ・本郷学園前期課程敷地 ・山道上地区計画内道路（地区計画変更）	×	—
	建築基準法 （確認申請）	×	—	○	・仮設園舎
	農業振興地域の整備に関する法律	○	・駐車場及び道路拡幅部の除外必要	×	—
	農地法	○	・駐車場及び道路拡幅部の農転必要	○	・仮設園舎敷地分
	道路法	○	・一部町道認定必要	×	—
	建築制限	×	—	○	・現幼児部同構造及び延床面積1.5倍以内
用地買収	駐車場	○	・校庭北側農地	×	—
	道路拡幅	○	・校庭北側道路拡幅部	×	—
	仮設園舎底地	×	—	○	・現園舎西側農地
用地選定に係る メリット・デメリット	メリット	○	・本郷学園と一体的な配置となるため、幼小中連携の推進が図られる。 ・本郷学園前期課程体育館の社会体育利用に対応した利用者の駐車場を確保できる。 ・道路拡幅により、北側県道及び西側県道へのアクセスが改善され、近隣住民の利便性の向上が図られる。 ・隣接する道上公園の利用が可能となる。（園庭が狭くなる分を補完可）。	○	・比較的広い現在の園庭を継続して利用することができる。 ・同一規模の幼児部だけの建設であれば、都市計画法等の法的手続きが容易である。
	デメリット	○	・開発許可等の手続きが煩雑である。 ・駐車場、道路の用地買収、整備が必要となる。 ・園庭面積が減少する（3,300㎡から2,500㎡程度へ）。 ・本郷学園前期課程敷地の開発許可が再度必要となる。	○	・市街化調整区域のため、幼児部、乳児部を合わせた用途、規模が異なる施設の建設は難しい。 ・仮設園舎の建設が必要となり、用地取得、造成、建設、解体費用が発生する。 ・仮設園舎の建設、現園舎の解体後に新園舎の建設となるため、工期が長期間となる。 ・乳児部を運営しながら解体・建設工事を行うため、運営に支障が出る可能性がある。

<本郷学園改修工事イメージ>

1 渡り廊下設置工事イメージ



(後期校舎側改修イメージ)



- 2 美術技術棟改修
- 3 校庭整備
- 4 門柱改修
- 5 部活動倉庫整備
- 6 駐車場整備

※上記の工事イメージは現段階で検討している内容です。今後、変更になる可能性は十分にあり得ます。